

外国人材育成支援事業 産地講習会事業公募要領

第1 事業内容等

技能実習や特定技能等の在留資格により、国内の農業分野で働く外国人材に対して、農業基礎等の学習機会を提供するため、「産地講習会」を実施する。

公募により、国内3カ所において、事業実施主体を選定。事務局から、決定した産地へ耕種・畜産分野の教員を派遣して、学習意欲の高い外国人材を対象に講習を行う。

ついては、地域の外国人材の受講生の募集及び講習会場を提供することのできる市町村・団体等の事業実施者を募集する。

なお、今後の取組拡大に向けて事業の効果を測るため、事業実施後は、受講者等の効果測定や取組評価等を行う。

[産地講習会の内容]

- ・授業はやさしい日本語講座を受講した講師による日本語で行う。
- ・1コマ60分間の授業6回程度を予定。

[産地講習会の対象者]

本邦において農業分野で就労しており、農業や日本語への高い学習意欲を持つ方（全ての講習に参加できる方が望ましい）。講習の参加料や教材等は無料。

講習会の効果を把握するため、全ての講習に参加し、優良な成績を収めた受講者には、農業技能実習評価試験専門級の受験料を半額に減免する。

第2 応募要件等

本事業の応募団体の要件及び事業実施期間等については、次の1～3に定める通りとする。

1 応募団体の要件

本事業への応募者は、別表1に定める要件を満たした団体とする。

2 受講生の想定人数と会場規模について

- ・一つの産地につき30人程度
- ・講習に必要な設備（ホワイトボード、椅子、机等）が揃っていること。

3 事業実施期間

事業実施期間は、令和6年12月から令和7年3月31日の間に6回程度実施予定。

第3 書類の提出方法等

1 提出書類

応募団体は、(一社)全国農業会議所へ以下の書類を提出する。

- ・応募申請書（別紙様式1～2）

2 提出方法

第6に記載する書類提出先に郵送、電子メール又は持参すること。

3 提出期間

令和6年11月11日（月）～11月25日（月）17時まで（郵送の場合も同日必着）

4 提出に当たっての留意事項

ア 申請書を提出する際には、応募に必要なとなる資料が揃っているか、必ず確認すること。

イ 申請書及び添付資料に、虚偽の記載、必要となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象とならないので、注意の上作成すること。

ウ 提出する申請書は、1事業者につき1点とする。

エ 提出部数は1部。

オ 書類の作成及び提出に要する一切の費用は申請者の負担とし、申請書等の返却は行わない。

カ 提出された申請書等については、機密保持に努め、審査以外には使用しない。

第4 提案書の選定等

（1）審査方法

外部有識者等で構成する開催地選定委員会において、別表2に掲げる審査の観点に基づき審査を実施。

選定委員会の議事及び審査内容については非公開とし、決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受けないこととする。

（2）審査結果の通知等

選定委員会での選定結果を踏まえて事業実施者を選定し、決定者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては落選となった旨を通知する。

第5 その他

事業実施者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、国および（一社）全国農業会議所と連携して事業を実施するものとする。

第6 問合せ先及び書類提出先

問合せについては、以下の連絡先に電話又はFAXにて

（問い合わせ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ）。

なお、申請書等の提出先は、原則として以下の通り。

一般社団法人全国農業会議所 経営・人材対策部

【E-mail】 gaikokujinzai@nca.or.jp

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9 - 8

TEL : 03-6910-1125

FAX : 03-3265-5140